

鹿児島労基

定価 150円(会員の購読料は会費の中に含む)

発行所 公益社団法人鹿児島県労働基準協会
発行者 鹿児島市新屋敷町16の16
編集者 電話代 099(226)3621 FAX 099(226)3622
URL <https://www.kakikyo.or.jp>
印刷所 鹿児島市上荒田町 株式会社 朝日印刷

2025年(令和7年) February 2月号

令和6年の鹿児島労働局管内における送検状況について



春満開

【写真提供者：村山 隆氏】

目次 CONTENTS

さくらじま..... 1	化学物質管理強調月間のご案内.....12
令和6年の鹿児島労働局管内における送検状況について... 2	さんぽセンター（鹿児島産業保健総合支援センター） からのご案内.....13
育児・介護休業法 改正ポイントのご案内..... 2～4	令和6年度改正育児・介護休業法等説明会のご案内.....14
鹿児島県の最低賃金 ～必ずチェック！最低賃金！～..... 5	外国人労働者安全衛生管理セミナーのご案内.....15
災害に学ぶ ～ヘップサンダル事件～..... 6～7	令和7年度 技能講習・安全衛生教育等実施計画について.....16～17
令和8年3月新規大学等卒業予定者の 就職・採用活動スケジュールについて..... 8	令和7年4月の講習開催のご案内.....18
令和6年12月末（速報値）業種別死傷災害発生状況..... 9	
ご存じですか？ 労働保険料の納付は口座振替が便利です！.....10～11	

さくらじま

5月であった。暗い夜道、家路へと急いでいたところ、これまで聞いたことのない悲鳴のような音を聞いた。擬音にすることも難しい独特の音だった。そこは鹿児島中央駅に程近い、鹿児島市の住宅街にある公園のすぐそばである。音のする方向に向かったが姿は見えない。気のせいかな…諦めかけたところ、排水溝の中から再びその音を聞いた。なにかがいる。気配を感じて灯りを向けると、不穏な物音とともに姿を現した。犬でもない、タヌキでもない。私にとっては初めて見る生物との遭遇。茶褐色のずんぐりとした体形、短くて太いしっぽ。限られた空間ながらも機敏な動きをしており、程なくしてどこかに消えてしまった。一瞬の

出来事だった。
いったいなにか。興奮冷めやらぬ中、彼らのことを調べた。キーワードは、鹿児島市、住宅街、動物・・・でた。頭胴長50cm程度のイタチ科の哺乳類、名前は「アナグマ」という。こいつだと確信した。初めての出会いに感動を覚えたところだったが、同時に複雑な想いが込み上げてきた。開発や過疎化によって人間と野生動物のすみわけるエリアの境界線が大きく変わってきているこの現代。先月、秋田県で熊がスーパーに立てこもった。このアナグマはなぜここにいたのか。彼らが人間と野生動物共生の在り方を問うているような気がしてならなかった。

令和6年の鹿児島労働局管内における送検状況について

鹿児島労働局監督課

令和6年1月から令和6年12月までの1年間に、鹿児島労働局管下の労働基準監督署では、11件の司法事件を鹿児島地方検察庁に送検しました。

送検した司法事件のうち1件が最低賃金法違反（いわゆる賃金未払）であったが、残り10件は労働安全衛生法違反によるもので、墜落による危険防止に関する違反が4件、フォークリフトに関する違反が2件、労災かくしに関する違反が2件、伐木等機械に関する特別教育及び石綿による健康障害防止措置に関する違反が各1件となっています。

令和6年 司法事件送検一覧

No.	業 種	概 要	送検署	送検月
1	建設業	高所作業箇所における墜落防止措置の未設置	鹿児島署	1月
2	林業	伐木等機械に関する特別教育未実施	鹿屋署	2月
3	倉庫業	フォークリフトによる危険防止措置の未実施	鹿児島署	3月
4	廃棄物処理業	開口部からの墜落防止措置の未実施	名瀬署	6月
5	建設業	石綿による労働者の健康障害防止の未実施	川内署	9月
6	水運業	フォークリフトによる危険防止措置の未実施	鹿児島署	10月
7	卸売業	開口部における墜落防止措置の未設置	鹿児島署	10月
8	社会福祉施設	労災かくし	鹿児島署	11月
9	小売業	賃金不払	鹿児島署	12月
10	建設業	高所作業箇所からの墜落防止措置の未実施	鹿児島署	12月
11	建設業	労災かくし	鹿児島署	12月

鹿児島労働局では、労働条件の履行確保・労働災害の防止などを図る観点から、引き続き事業場に対する立入調査を実施していくとともに、重大・悪質な事案等に対しては積極的に送検手続きを行うなど、厳正に対処してまいります。

事業主の皆さまへ(1~4、6~11は全企業が対象)

育児・介護休業法 改正ポイントのご案内

令和7(2025)年4月1日から段階的に施行

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

①～⑨ ▶ 令和7(2025)年4月1日から施行

- 1

子の看護休暇の見直し

義務 就業規則等の見直し
- 2

所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

義務 就業規則等の見直し
- 3

短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

選択する場合は
就業規則等の見直し
- 4

育児のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し
- 5

育児休業取得状況の公表義務適用拡大

義務
- 6

介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

労使協定を締結している場合は
就業規則等の見直し
- 7

介護離職防止のための雇用環境整備

義務
- 8

介護離職防止のための個別の周知・意向確認等
- 9

介護のためのテレワーク導入

努力義務 就業規則等の見直し

10 11 ▶ 令和7(2025)年10月1日から施行

10 柔軟な働き方を実現するための措置等

義務 就業規則等の見直し

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- ・ 事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- ・ 労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・ 事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

選択して講ずべき措置

- ① 始業時刻等の変更
- ② テレワーク等(10日以上/月)
- ③ 保育施設の設置運営等
- ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇(養育両立支援休暇)の付与(10日以上/年)
- ⑤ 短時間勤務制度

フルタイムでの柔軟な働き方

注:②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります

(各選択肢の詳細)

- ① 始業時刻等の変更: 次のいずれかの措置(一日の所定労働時間を変更しない)
 - ・フレックスタイム制
 - ・始業または終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度(時差出勤の制度)
- ② テレワーク等: 一日の所定労働時間を変更せず、月に10日以上利用できるもの
- ③ 保育施設の設置運営等: 保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をするもの(ベビーシッターの手配および費用負担など)
- ④ 養育両立支援休暇の付与: 一日の所定労働時間を変更せず、年に10日以上取得できるもの
- ⑤ 短時間勤務制度: 一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳に満たない子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として(1)で選択した制度(対象措置)に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
周知事項	① 事業主が(1)で選択した対象措置(2つ以上)の内容 ② 対象措置の申出先(例:人事部など) ③ 所定外労働(残業免除)・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

望ましい

* 家庭や仕事の状況が変化する場合があることを踏まえ、労働者が選択した制度が適切であるか確認すること等を目的として、上記の時期以外(育児休業後の復帰時、短時間勤務や対象措置の利用期間中など)にも定期的に面談を行うこと



個別周知・意向確認の際に用いる「様式」例

社内用アレンジしてご活用いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000103533.html>



11 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

義務

(1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	① 労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ② 労働者の子が3歳の誕生日の1か月前までの1年間 (1歳11か月に達した日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日まで)
聴取内容	① 勤務時間帯(始業および終業の時刻) ② 勤務地(就業の場所) ③ 両立支援制度等の利用期間 ④ 仕事と育児の両立に資する就業の条件(業務量、労働条件の見直し等)
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

望ましい

* 意向聴取の時期は、①、②のほか、「育児休業後の復帰時」や「労働者から申出があった際」等にも実施すること

(2) 聴取した労働者の意向についての配慮

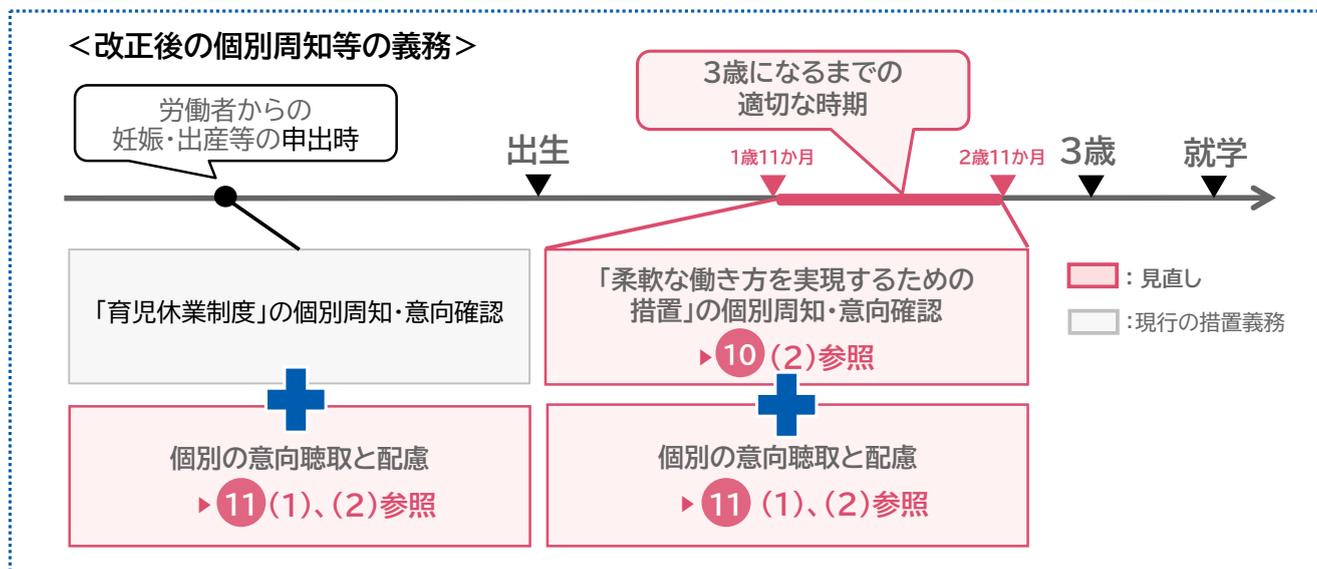
事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

具体的な配慮の例

- ・勤務時間帯、勤務地にかかる配置
- ・両立支援制度等の利用期間等の見直し
- ・業務量の調整
- ・労働条件の見直し 等

望ましい

* 子に障害がある場合等で希望するときは、短時間勤務制度や子の看護等休暇等の利用可能期間を延長すること
* ひとり親家庭の場合で希望するときは、子の看護等休暇等の付与日数に配慮すること



育児・介護休業法に関するお問い合わせは、鹿児島労働局雇用環境・均等室へ
電話:099-223-8239 受付時間 8時30分~17時15分(土日・祝日・年末年始を除く)



鹿児島県の最低賃金

必ずチェック! 最低賃金!



地域別最低賃金

	時間額	効力発生日	適用範囲
鹿児島県最低賃金	953円	令和6年10月5日	鹿児島県内の臨時、パート、アルバイトを含むすべての労働者及び使用者に適用されます。 ただし、下表記載の産業に該当する場合は、各産業別最低賃金が適用されます。

特定最低賃金（産業別最低賃金）

産業名	時間額	効力発生日	適用範囲
自動車（新車）小売業	986円	令和6年12月21日	次に掲げる者を除く（ただし、鹿児島県最低賃金は適用されます） ① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	953円	令和6年度は改正がありません。このため、令和6年10月5日から鹿児島県最低賃金953円以上の支払いが必要となります。	最賃との比較チェック ⇨  
百貨店、総合スーパー	953円		

●特定最低賃金（産業別最低賃金）の業種分類は日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づいたものです。

※最低賃金には、次の賃金は算入されません。

- ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ② 一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③ 時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関するお問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室（電話）099-223-8278
 鹿児島労働基準監督署（電話）099-214-9175
 鹿屋労働基準監督署（電話）0994-43-3385
 川内労働基準監督署（電話）0996-22-3225
 加治木労働基準監督署（電話）0995-63-2035
 名瀬労働基準監督署（電話）0997-52-0574

非正規雇用労働者の基本給の引上げに

「キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）」

をご活用ください

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

【お問い合わせ先】鹿児島労働局職業対策課（電話）099-219-5101

《業務改善助成金を含めた働き方改革・賃金引上げに関するワンストップ相談窓口》

鹿児島働き方改革推進支援センター（電話）0120-221-255

鹿児島労働局・労働基準監督署

災害に学ぶ

ヘップサンダル事件

鹿児島労働局健康安全課

○はじめに

令和4年に職場における化学物質管理に関する法改正についての告示がなされ、その後、段階的に施行され、令和6年4月1日より関連する改正規則が全面的に施行されています。

化学物質に関する規制は、これまでの有機溶剤中毒予防規則（有機則）及び特定化学物質障害予防規則（特化則）等の法令に定められた事項を守る「法令順守型」から、事業者が自らの判断で管理する「自律的な管理」へ転換されることとなりました。

このように書くと有機則等の規制が時代遅れのようにも見えますが、事業者等の自律的な管理も、有機則等の規制の内容を参考に行われるであろうことを考えると、その規制ができた経緯を振り返ることには大きな意味があります。

○ヘップサンダル事件

有機則が制定されたのは1960年です。このきっかけとなったのが「ヘップサンダル事件」です。

話は1954年に遡ります。「ローマの休日」という映画が日本で公開されました。この映画でオードリー・ヘップバーン演じるアン王女が履いていたサンダルをヒントにしたつま先部分とかかと部分の覆いがないビニール製のサンダルがブームとなり、ヘップサンダルと呼ばれました。

このサンダルを製造する際に、ベンゼン（後述）を含むゴム糊（ゴムを溶剤で溶かした製品）が使用されていました。

1958年7月、このヘップサンダルを作っていた大阪の工場で働く当時17歳の女性Aさんが、ベンゼン中毒と疑

われる再生不良性貧血（骨髄の造血機能が低下し、血球等の成分が少なくなる症状）により死亡したとの報告がなされます。後の調査で大阪府内では前年にも1人が亡くなっていたことが分かっています。

Aさんがこの工場で働いていた期間はわずか2か月、以前に他所で働いていた期間と合わせても10か月に過ぎませんでした。鼻血が止まらなくなり近所の医療機関にかかり、すぐに大学病院に入院しましたが、わずか1週間で死亡しました。Aさんが働いていた工場は平屋建ての長屋を改装したものでした。そこでは、換気装置のない6畳半のスペースで、5人の作業員が1日に9ℓ（1人当たりになると1.8ℓ）のベンゼンを使用していました。

その後、大阪府内でのベンゼン中毒による死亡者は1962年までの間にAさんを含め7人となりました。いずれも女性で、労働者5人未満の零細企業の従業員や家内労働者（いわゆる内職）でした。また、大阪だけでなく、東京でもAさん死亡の翌1959年ベンゼン中毒による死亡者が出ています。

Aさんが死亡した1958年に大阪府立労働科学研究所が行った15の事業場への調査の結果、濃度は当時の基準であった25ppmを大幅に上回り100ppm～400ppm、健康診断結果では労働者の83%に異常が見られ、10%はすぐに入院が必要な状態でした。

これがヘップサンダル事件のあらましです。

○ベンゼン

ベンゼン（化学式C₆H₆、別名:ベンゾール）は、現在では他の化学物質の原料として利用されており、スチレン、フェノール、シクロヘキサン等が得られます。

以前はヘップサンダル事件におけるベンゼンゴム糊のように、強力な有機溶剤（他の物質を溶かす性質をもつ物質（溶剤）で炭素を含む物（有機）のこと）として利用されていましたが、現在では溶剤としては別の物質に

取って代わられています。

人体への影響として、急性中毒の場合、頭痛、めまい、意識障害等を、慢性中毒の場合は再生不良性貧血や白血病の原因となります。

○その後の影響

ベンゼンは発がん性が認められたため、現在では特化則で規制されています。

また、当時の報道ではこの事件は、低工賃かつ劣悪な環境で働かざるを得ない家内労働者の問題点がクローズアップされており、これが1970年の家内労働法の制定につながっていきました。

○自主的な管理への転換

有機則が制定されて以降、化学物質の有害性が確認される度に法改正を繰り返し、現在は131物質が有機則等の特別規則の規制対象となっていますが、日本国内で使用されているものだけでも約7万種の化学物質が存在します。そして、化学物質が原因で発生する休業4日以上の労働災害の8割は、この131物質以外の物質が原因で発生しています。

これは、前述のハップサンダル事件のように、化学物質の有害性が認められ、有機則等の規定が改正されるまでに時間を要することから、有機則等の個別の規制を順守するだけでは化学物質による労働災害の大部分は防げないことを意味します。

そのため、国が化学物質の危険有害性（事故や健康障害の原因になるリスク）に関するGHSという国際規格に則った分類を進め、分類結果を公表した物質（2021年3月末時点で2900物質あり、今後も追加されていく）について、その情報を基に、危険有害性を低減する措置を事業者自身の判断で行う「自律的な管理」が今後の化学物質管理の主体となることとなりました。

○今後の取組み

これからは有機則等の特別規制の順守はもちろんのこと、それ以外の化学物質に対しても事業者が自ら行ったリスクアセスメント（リスクの程度を評価すること）の結果に応じて適切なリスク低減措置をとる必要があります。

リスク低減措置とは例えば、SDS（化学物質を使用した製品のリスクや取扱いに必要な情報をまとめた文書のこと）を参考に、①より有害性の低い別の製品を使用する②濃度基準値が定められていれば（濃度基準値未定のものもあります）作業場所における濃度を基準値以下にするために排気装置を増設する③保護具を使用させるといった措置が考えられます。

これらを適切に行うためには、事業場で使用している化学物質を含む製品を把握し、すべての製品のSDSを入手・確認する必要があります。

○おわりに

事業者には化学物質の自律的な管理が求められることとなりましたが、それは化学物質の管理にこれまで以上に主体的な責任を持つということです。

化学物質をどう管理するかを考えると、過去の災害や、制度の趣旨を理解することが重要な基礎になるでしょう。

○本記事の参考図書

- ・後藤博俊『日本の労働衛生の変遷』中央労働災害防止協会、令和4年7月28日
- ・久谷與四郎『事故と災害の歴史館』同上、平成20年1月31日
- ・鎌形剛三『エピソード安全衛生運動史』同上、平成19年2月20日

令和8年3月新規大学等卒業予定者の就職・採用活動スケジュールについて

鹿児島労働局訓練課

大学、短期大学と高等専門学校の新規卒業・修了予定者の就職・採用活動のスケジュールについて、ハローワークでの学卒求人への取扱い等は以下のとおりです。（令和7年3月卒業・修了予定者と同様）

学生向け民間就職情報サイトを利用する場合も、併せてハローワークへ求人申込み・公開することによって、広く学生へ情報を発信することができます。インターネットからの手続きもできますので、ハローワークへの求人申込みをご検討ください。

また、意欲・能力のある有望な若者を採用するチャンスですので、少なくとも卒業後3年以内の既卒者は「新卒枠」での応募受付をしていただきますようお願いいたします。

【求 人 の 受 理】 令和7年2月1日以降 【広 報 活 動】 令和7年3月1日以降
 【求 人 の 公 開】 令和7年4月1日以降 【採 用 ・ 選 考 活 動】 令和7年6月1日以降

- 求人公開後であっても5月31日以前には採用選考活動を行わないようご注意ください。
- 就職・採用スケジュールや募集に関することは、お近くのハローワークまたは鹿児島労働局訓練課までお問い合わせください。
- インターネットを利用したハローワークへの求人申込み方法は、お近くのハローワークへお問い合わせいただくか、「ハローワークインターネットサービス」ホームページをご確認ください。

県内の雇用失業情勢について

鹿児島労働局職業安定課

【令和6年11月分】

県内有効求人倍率	1.12倍（前月比0.01P増加）
全国平均有効求人倍率	1.25倍（前月と同水準）
県内正社員有効求人倍率	1.10倍（前年同月比0.01P減）
全国正社員有効求人倍率	1.06倍（前年同月比0.02P増）

※ 県内の雇用失業情勢は、求人が求職を上回っているものの、求人の動きに弱さがみられます。物価上昇等が雇用に与える影響について、引き続き今後の動向を注視してまいります。

当局においては、職業訓練等を通じたキャリア形成の促進や人手不足が特に顕著な分野におけるマッチングの支援など、必要な対策に取り組んでまいります。

助成金の情報検索にご活用ください

鹿児島労働局職業対策課

厚生労働省のウェブページは、必要な情報に早く確実にたどり着けるように助成金情報を掲載しています。

右のQRコード又は「雇用関係助成金」で検索

* ウェブページでは取組内容から助成金を探すこともできます。



労働者の雇用
維持を図る

在籍型出向を
支援する

離職する労働
者の再就職支
援を行う

中途採用する

新たに労働者
を雇い入れる

労働者の雇用
環境の整備を
図る

仕事と家庭の
両立支援等に
取り組む

労働者の職業
能力の向上を
図る

この他、障害者などの対象者区分から検索することも可能です。

令和6年12月末 業種別死傷災害発生状況

鹿児島労働局

業種別死傷災害発生状況									
業種	年	令和6年 (12月末)		令和5年 (同月末)		対前年			
						増減数		増減率	
		死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数	死傷者数	死亡者数
全産業		2,021	18	2,053	14	-32	4	-1.6%	28.6%
1 製造業		372	6	410	4	-38	2	-9.3%	50.0%
1 食料品製造業		239	4	230	3	9	1	3.9%	33.3%
4 木材・木製品製造業		23	1	22		1	1	4.5%	
9 窯業土石製品製造業		15	1	22		-7	1	-31.8%	
11～12 金属製品製造業		26		30		-4		-13.3%	
13～15 機械器具製造業		34		41		-7		-17.1%	
上記以外の製造業		35		65	1	-30	-1	-46.2%	-100.0%
2 鉱業		2		9		-7		-77.8%	
3 建設業		302	6	285	3	17	3	6.0%	100.0%
1 土木事業		108	5	99	1	9	4	9.1%	400.0%
2 建築事業		144	1	134	1	10		7.5%	
3 その他の建設業		50		52	1	-2	-1	-3.8%	-100.0%
4 運輸交通業		193	1	199	1	-6		-3.0%	
1 鉄道・航空機業		2		5		-3		-60.0%	
2 道路旅客運送業		16		16					
3 道路貨物運送業		175	1	178	1	-3		-1.7%	
4 その他の運輸交通業									
5 貨物取扱業		24	1	22		2	1	9.1%	
1 陸上貨物取扱業		10		11		-1		-9.1%	
2 港湾運送業		14	1	11		3	1	27.3%	
6 農林業		100	2	96	1	4	1	4.2%	100.0%
1 農業		53	1	57		-4	1	-7.0%	
2 林業		47	1	39	1	8		20.5%	
7 畜産・水産業		116		99		17		17.2%	
8 商業		254		262	2	-8	-2	-3.1%	-100.0%
1 卸売業		47		35		12		34.3%	
2 小売業		187		203	2	-16	-2	-7.9%	-100.0%
3 理美容業		1		2		-1		-50.0%	
4 その他の商業		19		22		-3		-13.6%	
9 金融・広告業		15		23		-8		-34.8%	
11 通信業		19		24		-5		-20.8%	
12 教育・研究業		13		25		-12		-48.0%	
13 保健衛生業		331	1	342		-11	1	-3.2%	
1 医療保健業		128		137		-9		-6.6%	
2 社会福祉施設		195	1	193		2	1	1.0%	
3 その他の保健衛生業		8		12		-4		-33.3%	
14 接客娯楽業		108		97	1	11	-1	11.3%	-100.0%
1 旅館業		31		22	1	9	-1	40.9%	-100.0%
2 飲食店		56		57		-1		-1.8%	
3 その他の接客娯楽業		21		18		3		16.7%	
上記以外の事業		172	1	160	2	12	-1	7.5%	-50.0%
10 映画・演劇業				1		-1		-100.0%	
15 清掃・と畜業		93		85		8		9.4%	
16 官公署				2		-2		-100.0%	
17 その他の事業		79	1	72	2	7	-1	9.7%	-50.0%
陸上貨物運送事業（4-3-5-1）		185	1	189	1	-4		-2.1%	
第三次産業（8～17）		912	2	933	5	-21	-3	-2.3%	-60.0%

- ① 死傷者数は、当月末までに発生した労働災害の被災者を翌月8日締めで集計したもので、
- ② 死傷者数は、労働者死傷病報告のうち休業見込み日数が4日以上災害によるもので、死亡者を含みます。
- ③ 死亡者数は、各労働基準監督署の調査等により把握したもので、労働者死傷病報告が未提出の場合もあります。
- ④ 下段の陸上貨物運送事業（4-3-5-1）及び第三次産業（8～17）は、別計。
- ⑤ 死傷者数、死亡者数ともに新型コロナウイルス感染症り患者を除く。

ご存じですか？

労働保険料の納付は口座振替が便利です！

鹿児島労働局労働保険徴収室

1. 口座振替のメリット

- ① 労働保険料納付のために、金融機関の窓口へ行く負担が解消されます。
(口座振替手続き後は、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。)
- ② 納付の忘れと遅れがなくなり、督促状・延滞金の心配がありません。
(督促状の指定納期を経過してしまうと、延滞金が発生してしまいます。)
- ③ 手数料はかかりません。
- ④ 保険料引き落としに最大**約2か月のゆとり**ができます。

納期	第1期（全期）	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日	1月31日
口座振替日	9月6日	11月14日	2月14日

* 保険料を延納している場合には第1期、第2期、第3期での分割で引き落としされます。

* 振替日が金融機関休業日の場合は翌日以降の最初の金融機関の営業日となります。

2. ハガキでのお知らせ

- 口座振替日の約3週間前に引き落とし内容をお知らせします。
- 口座振替納付後も引き落とし結果をお知らせします。

3. お手続き方法

1. 口座振替依頼書を入手

○労働局の窓口

○厚生労働省のホームページからダウンロード

厚生労働省 労働保険 口座振替

検索

ダウンロードする場合は3枚目まで印刷してください。



* 様式は「法人・個人事業主用」を選んでください。

* 労働保険番号を複数お持ちの場合は全ての番号についてご提出ください。

2. 口座を開設している金融機関の窓口へ提出

○記載した口座振替依頼書は3枚とも金融機関の窓口へ提出してください。



* 令和6年度第1期分からゆうちょ銀行が取扱金融機関に加わりました。

* 令和7年度第1期分からインターネット専門銀行として「**GMOあおぞらネット銀行**」が加わりました。**通常と申込方法が異なります**ので、詳細は下記QRコードから申込方法を検索してください。

令和7年度第1期（全期）の
口座振替申込手続き（金融機関窓口提出締切日）は
令和7年2月25日までです。

お問合せ先

鹿児島労働局労働保険徴収室

099-223-8276

(QRコード)

詳細は厚生労働省のHPをご確認ください。「厚生労働省 労働保険 口座振替」又は右記QRコードから検索してください。



働く人の「こころ」と「からだ」の健康管理について
相談できる窓口があります

ズンぽ センター



相談聞く
ゾウ〜!

健康診断の結果が
よくない社員がちらほら。

社員のために
できることは?

社員の健康管理

こんなお困りごとはありませんか?

最近、
メンタルヘルス不調を
訴える社員が増えてきた。

対応したいけど、
どうすれば…?



社員の健康管理を
担当することに。

いったい何から
始めればいい?

治療を続けながらも、
安心して働ける
環境を整えたい。

会社として、
何かできるだろうか?

健康管理の知識を深めて
社員に還元したい。

どうやって学ぼう?

社員の健康管理に携わる産業医、保健師、衛生管理者等からの
ご相談内容に応じ、以下のようなサービスを提供しています。

メンタルヘルス対策



治療と仕事の両立支援



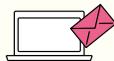
専門的・実践的研修



専門的相談対応



産業保健に関する
情報提供



事業主等に対する
啓発セミナー



ご利用・ご相談はすべて無料!



独立行政法人
労働者健康安全機構
Japan Organization of Occupational Health and Safety

JOHAS

鹿児島産業保健総合支援センター

〒890-0052 鹿児島市上之園町 25-1 中央ビル4階
TEL 099-252-8002 HP <https://kagoshimas.johas.go.jp/>



令和6年度

改正育児・介護休業法等説明会



主催：鹿児島労働局、鹿児島働き方改革推進支援センター

令和7年4月以降施行される改正育児・介護休業法等についてご説明します。



開催日時及び会場

	地区	日付・時間	内容	会場
1	鹿児島会場①	令和7年 3月5日(水) 13:30~14:55 (13:00開場)	①改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法説明 ※育児休業給付の制度改正についての説明を含む ②鹿児島働き方改革推進支援センター事業のご案内 ③鹿児島市からのお知らせ (アドバイザー無料派遣)	黎明館 講堂 (鹿児島県歴史・美術センター) 鹿児島市城山町7番2号 ※公共交通機関での来場に御協力ください。駐車場満車時は近隣の有料駐車場をご利用ください。
2	鹿児島会場②	令和7年 3月6日(木) 13:30~14:55 (13:00開場)	説明会終了後、個別相談会を開催予定	
3	鹿屋会場	令和7年 3月10日(月) 13:00~14:30 (12:30開場)	①改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法説明 ※育児休業給付の制度改正についての説明を含む ②鹿児島働き方改革推進支援センター事業のご案内 ③フリーランス・事業者間取引適正化等法について 説明会終了後、個別相談会を開催予定	リナシティかのや ホール (鹿屋市市民交流センター) 鹿屋市大手町1番1号
4	奄美会場	令和7年 2月26日(水) 10:00~11:45 (9:30開場)	①改正育児・介護休業法、改正次世代育成支援対策推進法説明 ※育児休業給付の制度改正についての説明を含む ②鹿児島働き方改革推進支援センター事業のご案内 ③フリーランス・事業者間取引適正化等法について ④質疑応答	奄美文化センター (奄美川商ホール) 第2会議室 奄美市名瀬長浜町517番地

定員

●鹿児島会場：210人

鹿児島会場①または②のいずれかに、1法人おひとり限り申込可

●鹿屋会場：350人

●奄美会場：60人

お申込みはこちらから↓



申込先

右記のQRコード（Google Form）から申し込み

申込〆切 2月18日(火)

定員に達した場合は、〆切日前に申込受付を終了します。

個別相談会を希望する法人は、説明会申込フォームの入力の中で、個別相談会希望を選択して申込をしてください。個別相談会の対応数には限りがあり、申込フォームで先着順にて受け付けます。

<お問合せ先>

申込フォームの操作方法については、鹿児島働き方改革推進支援センター(0120-221-255)にお問い合わせください。

説明会の内容や、個別のご相談等については、鹿児島労働局雇用環境・均等室(099-223-8239)にお問い合わせください。

外国人労働者安全衛生管理セミナーのご案内

主催：（公社）東京労働基準協会連合会
協力：（公社）鹿児島県労働基準協会

公益社団法人東京労働基準協会連合会では、厚生労働省からの委託を受けて標記セミナーを開催します。
近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人労働者が被災する労働災害が増加しています。外国人労働者については、日本語の理解が不十分であることや、これに伴うコミュニケーション不足により、職場の『危険』の伝達・理解が不足していること等の特性があると言われています。

このことから、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による労働安全衛生教育の実施等が求められています。

そこで、外国人労働者を雇用する事業場を対象に、外国人労働者の安全衛生管理のポイントを解説します。

令和7年2月20日（木）にオロシティーホール（鹿児島市卸本町6-12）で開催します。

関係する事業場の皆様におかれましては奮ってご参加いただきますようお願い申し上げます。

また、令和7年2月12日（水）午後はオンラインセミナーも開催致します。

詳細とお申込みは、東京労働基準協会連合会の特設ページをご覧ください。

URL https://www.toukiren.or.jp/seminar_33.html

令和6年度 厚生労働省委託
「外国人労働者における労働災害防止対策推進のための広報事業」



外国人労働者安全衛生管理セミナー

参加
無料

整理
いるものといらないものを分け、いらないものは処分する。
Sort
Classify the necessary and unnecessary things. Discard the unnecessary ones.
整理
对必要的和不必要的物品进行分类, 并处理不需要的物品。
Sàng lọc
Phân loại các vật dụng cần thiết và không cần thiết, xử lý những vật không cần thiết.
Organização
Separe o que precisa daquilo que não precisa e descarte o que não precisa.

整頓
いるものを使いやすく、わかりやすく取捨する。
Set in order
Arrange necessary items so that they can be easily selected or use.
整頓
对必要的物品进行方便取用的收拾。
Sắp xếp
Sắp xếp những vật dụng cần thiết một cách dễ tìm, dễ sử dụng.
Ordem
Guarde o que precisa facilitando a identificação.

安全第一 Safety first 安全第一 An toàn là trên hết Segurança em primeiro lugar

近年、外国人雇用事業所及び外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害が増加しています。外国人労働者については、作業に応じた一般的な労働災害防止対策に加え、日本語の理解が不十分であることやコミュニケーション不足により、職場の『危険』の伝達・理解が不足していること等の特性があることから、外国人労働者がその内容を確実に理解できる方法による労働安全衛生教育の実施等が求められます。そこで、外国人労働者を雇用する事業場を対象に、外国人労働者の安全衛生管理のポイントを解説するセミナーを開催します。

- ① コミュニケーションのキャギは「やさしい日本語」
 - ② 視覚的な表現方法による「安全表示」^(※)
 - ③ 安全衛生活動（KYT、5S）等に参加させるときの留意点
 - ④ 外国人の健康診断に当たった際の注意点
- （※）外国人労働者が労働災害防止のため必要な事項を視覚・聴覚的に理解できるイラスト等による表示及び外国語による注意喚起等の文書
⇒新たに開発中の最新情報を提供します

【会場参加セミナー】

11/11	11/18	11/18	11/19	11/25
太田	札幌	東京	浜松	仙台

【オンラインセミナー】

11/18	2/12
Zoom	Zoom
ウェビナー	ウェビナー

詳細は裏面をご確認ください

申込方法 Webサイトからお申し込みください。
https://www.toukiren.or.jp/seminar_33.html

外国人労働者安全衛生管理セミナー開催日程

<p>会場参加セミナー</p> <p>太田 令和6年 11月11日 14:00～16:00 太田商工会議所 中ホール 群馬県太田市浜町3-6</p> <p>札幌 令和6年 11月18日 14:00～16:00 札幌駅前ビジネススペース カンファレンスルーム2A 北海道札幌市中央区北5条西6丁目1-23 第二北海道通産ビル2階</p> <p>東京 令和6年 11月18日 14:00～16:00 東京労働基準協会連合会 4階ホール 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル</p> <p>浜松 令和6年 11月19日 14:00～16:00 浜松商工会議所 10階BC会議室 静岡県浜松市中央区東伊場2-7-1</p> <p>仙台 令和6年 11月25日 14:00～16:00 宮城労働基準協会 4階会議室 宮城県仙台市青葉区一番町2-5-22 GC青葉通りプラザ</p> <p>大阪 令和7年 2月4日 14:00～16:00 エル・おおさか 大阪府立労働センター 本館6階606 大阪府大阪市中央区北浜東3-14</p>	<p>加古川 令和7年 2月6日 14:00～16:00 SHOWAグループ市民会館 大会議室 兵庫県加古川市加古川町北在家2000</p> <p>名古屋 令和7年 2月14日 14:00～16:00 ウイングあいち 愛知県産業労働センター 11階1102 愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38</p> <p>福岡 令和7年 2月18日 14:00～16:00 天神チクモクビル 大ホール 福岡県福岡市中央区天神3-10-27</p> <p>鹿児島 令和7年 2月20日 14:00～16:00 オロシティーホール 中会議室 鹿児島県鹿児島市卸本町6-12</p> <p>広島 令和7年 2月21日 14:00～16:00 広島県労働基準協会 林業ビル8階大教室 広島県広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル</p> <p>岡山 令和7年 2月27日 14:00～16:00 岡山県労働基準協会 3階会議室 岡山県岡山市北区桑田町15-28</p>
--	---

【オンラインセミナー】
Zoom ウェビナー 令和6年 11月18日 14:00～16:00 令和7年 2月12日 14:00～16:00
申込方法 Webサイトからお申し込みください。 https://www.toukiren.or.jp/seminar_33.html
お問い合わせ （公社）東京労働基準協会連合会 TEL 03-6380-8305

お知らせ 講習案内書 パンフレット配布中

(公社) 鹿児島県労働基準協会

当協会が実施する令和7年度技能講習・安全衛生教育の案内書を作成しましたのでお知らせ致します。

必要な方は下記のお問い合わせ先へご連絡のうえお取り寄せくださいませ。

また、ホームページをご覧くださいますと案内書の閲覧ができ、各種講習等申込書のダウンロードもできます。

(URL <https://www.kakikyo.or.jp>)

● (公社) 鹿児島県労働基準協会本部・教習所・各支部のお問い合わせ先

施設・支部名	郵便番号	住 所	TEL	FAX
鹿児島県労働基準協会本部 事務局	892-8550	鹿児島市新屋敷町16-16	099-226-3621	099-226-3622
鹿児島教習所 講習実施会場	891-0132	鹿児島市七ツ島1-6-2	099-261-6298	099-261-6299
鹿児島支部	892-0838	鹿児島市新屋敷町16-16	099-226-7427	099-226-7429
川内支部	895-0063	薩摩川内市若葉町4-12	0996-25-1377	0996-41-3936
鹿屋支部	893-0064	鹿屋市西原4-14-22	0994-40-9055	0994-40-9056
加治木支部	899-5211	始良市加治木町新富町102-2	0995-63-1030	0995-63-1030
加世田支部	897-0006	南さつま市加世田本町53-6	0993-58-2183	0993-58-2184
志布志支部	899-7103	志布志市志布志町志布志3225-3	099-472-4877	099-472-4833
大島支部	894-0026	奄美市名瀬港町15-1袖会館ビル5階	0997-53-5487	0997-53-6270
種子島支部	891-3101	西之表市西之表16388ゆうこうビル101号	0997-22-2736	0997-22-2731

令和7年度

2025
年度版労働安全衛生法に基づく
技能講習・安全衛生教育のご案内

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

申込書提出前に

WEB予約が必要です

※衛生管理者免許試験準備講習を除く

予約可能日時：平日（土・日・祝祭日・お盆休み・正月休み除く）8：30～17：00

URL：<https://www.kakikyo.or.jp/seminar/>

上記URLまたは右下QRコードからご予約をお願い致します。



鹿児島労働局長登録教習機関
公益社団法人 鹿児島県労働基準協会
〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16番16号
TEL 099-226-3621 FAX 099-226-3622
URL <https://www.kakikyo.or.jp>

鹿児島教習所

〒891-0132 鹿児島市七ツ島1-6-2
TEL 099-261-6298 FAX 099-261-6299

スマートフォンからの
予約はこちら↓

鹿児島労働局長登録教習機関
（公社）鹿児島県労働基準協会

令和7年度 技能講習・安全衛生教育等年間実施計画表

（注）表中の教習所及びオロシティーは講習実施会場、その他は講習実施地域です。

講習名		令和7年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年	1月	2月	3月
技能講習	車両系建設機械運転（整地等）	鹿屋	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所	教習所	教習所	
	車両系建設機械運転（解体用）	教習所		教習所	教習所		教習所	教習所	教習所			教習所		教習所	
	フォークリフト運転	教習所	教習所	教習所 鹿屋	教習所	教習所	鹿屋	教習所	教習所			教習所	教習所	教習所	
	不整地運搬車運転						教習所	鹿屋				教習所			
	小型移動式クレーン運転	教習所	鹿屋		教習所 薩摩川内	教習所	教習所		教習所		教習所		教習所		
	床上操作式クレーン運転	教習所	教習所	教習所					教習所			教習所		教習所	
	玉掛け	教習所	教習所 薩摩川内	教習所	教習所	教習所 鹿屋	教習所 薩摩川内	教習所	教習所	教習所			教習所	教習所	教習所
	高所作業車運転	教習所	教習所	教習所		鹿屋	教習所	教習所			教習所			教習所	
	ガス溶接		教習所					教習所	鹿屋			教習所			教習所
	有機溶剤作業主任者		教習所	教習所	教習所			教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者		教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所			教習所		教習所	
	特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者	オロシティー ホール		オロシティー ホール	種子島	オロシティー ホール			オロシティー ホール				オロシティー ホール		オロシティー ホール
	石綿作業主任者		教習所	教習所	教習所			教習所	教習所	教習所			教習所	教習所	
	乾燥設備作業主任者								教習所						
	金属アーク溶接等作業主任者限定						教習所						教習所		
教習	移動式クレーン運転実技教習	教習所		教習所											
特別教育	小型車両系建設機械運転（整地等）					教習所				教習所					
	ローラー運転			教習所					教習所					教習所	
	クレーン運転		教習所		教習所			教習所		教習所	教習所	教習所	教習所		
	アーク溶接等	教習所		教習所				教習所		教習所		教習所			
	研削といし（自由研削用）	教習所		教習所			教習所		教習所		教習所			教習所	
	巻上げ機運転	教習所									教習所				
	低圧電気取扱業務		教習所					教習所						教習所	
	粉じん作業						教習所								
フルハーネス	教習所			教習所						教習所			教習所		
養成講習	安全衛生推進者			オロシティー ホール					教習所					オロシティー ホール	
	衛生推進者						オロシティー ホール				オロシティー ホール				
その他教育	安全管理者選任時研修			教習所				教習所						教習所	
	職長教育		教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所	教習所		教習所	教習所	教習所	教習所	
準備講習	第一種衛生管理者免許試験準備講習					オロシティー ホール									
	第二種衛生管理者免許試験準備講習					オロシティー ホール									

※教習所（鹿児島教習所：鹿児島市七ツ島 1-6-2 電話 099-261-6298）

※オロシティーホール（鹿児島総合卸商業団地協同組合：鹿児島市卸本町 6-12）

令和7年4月 講習開催のご案内（2月Web予約開始分）

鹿児島教習所実施分（鹿児島市七ツ島1-6-2）		問い合わせ・申込書取り寄せ先：本部 TEL099-226-3621 FAX099-226-3622 https://www.kakikyo.or.jp/seminar/		QRコード	
講習名	講習日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格	
技 能 講 習	[普通自動車運転免許等写し必要] フォークリフト運転	【全科目者】 4/7~11 【科目免除者】 4/7~8	2/10	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 20,900円 一般 21,450円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 (カタビラ車限定を除く)
	玉 掛 け	4/7~9	2/10	【全科目者】 会員 22,990円 一般 23,430円 【科目免除者】 会員 20,790円 一般 21,230円	【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	小型移動式クレーン運転	4/14~16	2/17	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 33,990円 一般 34,430円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・クレーン・デリック運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	床上操作式クレーン運転	4/14~16	2/17	【全科目者】 会員 31,900円 一般 32,450円 【科目免除者】 会員 29,700円 一般 30,250円	【科目免除者】 ・玉掛け技能講習修了者 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者 ・揚貨装置運転士免許所持者
	[普通自動車運転免許等写し必要] 高所作業車運転	4/21~22	2/25	【全科目者】 会員 37,290円 一般 37,730円 【科目免除者】 会員 36,190円 一般 36,630円	【受講資格】 ・普通自動車運転免許等所持者 【科目免除者】 ・小型移動式クレーン運転技能講習修了者 ・移動式クレーン運転士免許所持者
	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者	4/24~25	2/25	会員 15,620円 一般 16,280円	※会場はオロシティーホールとなります。
実 技 教 習	移動式クレーン運転実技教習 (5t以上) [実技免除]	4/21~25	2/25	【全科目者】 会員 91,080円 一般 92,565円 【学科免除者】 81,400円	【学科免除者】 ・学科試験に合格されている方 (但し、講習初日の学科は必修科目となっております。)
特 別 教 育	巻 上 げ	4/3~4	2/3	会員 15,620円 一般 18,920円	
	研削といし（自由研削用）	4/14	2/17	会員 11,220円 一般 12,320円	
	ア ー ク 溶 接 等	4/22~24	2/25	会員 18,810円 一般 22,110円	

鹿屋地区での講習会のお知らせ				
講習名	講習日	Web予約開始日	受講料テキスト代(消費税込)	科目免除者又は受講資格
車 両 系 建 設 機 械 運 転 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	【全科目者】 4/14~18	2/17	【全科目者】 会員 77,990円 一般 78,430円	【科目免除者】 ・大型特殊自動車運転免許所持者 ・不整地運搬車運転技能講習修了者 ・小型車両系(整地等)運転特別教育修了後 3ヶ月以上の従事経験者
	【科目免除者】 4/14~15		【科目免除者】 会員 39,490円 一般 39,930円	

- 〈備考〉 1 当社の技能講習・特別教育等（衛生管理者免許試験準備講習を除く）を申し込むにはWeb予約が必要です。
 2 申込書の提出時、予約番号の記入が必要となります。予約番号のない申込書は受理できませんのでご注意ください。
 3 予約可能日時は平日（土・日・祝祭日・お盆休み・正月休み除く）の8:30~17:00までです。予約開始日以降に予約可能となります。
 4 定員に達した場合はWeb予約は終了となります。また、講習科目によっては日程を延長して実施する場合があります。
 5 詳細につきましては、ホームページをご覧ください。案内書をお取り寄せください。

化学物質管理者講習（取扱事業場向け）					化学物質管理者講習Web申込	検索
講習日	Web申込期間	受講料テキスト代(消費税込)	受講料納入期限	会場	受講対象者	
3/5	2/5~7	非会員事業場 14,080円 会員事業場 12,980円	2/12	オロシティーホール	化学物質を取り扱う事業場等（製造事業場を除く）で化学物質管理者として職務を担う方	